

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	火災の調査に関する制度の整備	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号：03-5253-7523
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 火災の調査に関する制度の整備を行う。</p> <p>【内容】 消防長又は消防署長は、火災の原因を決定するために必要があるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造又は輸入した者に対して、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求めることができることとする。</p> <p>【必要性】 近年、電気製品やガス製品等の不具合等が原因と考えられる火災が発生しており、その原因の調査のためには、当該製品の製造業者等に設計図等の関係資料の提出や報告書の提出等を求める必要があるが、現行消防法令ではこのような事例を想定しておらず、消防長又は消防署長が製造業者等に任意の要請を行うものの、製造業者等に拒否され、その結果火災原因を不明とせざるを得ない事例もあることから、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造又は輸入をした者に対する火災調査権の整備を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	・消防法第32条
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	消防長又は消防署長が、製造業者等に対し、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求めた際に、製造業者等が必要な資料の提出、又は報告を行うための費用が発生するが、現行制度においても、火災の原因を決定するために必要があるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対して、設計図等の関係資料の提出や報告書の提出等の要請を、任意で行っているところであり、当該要請に応じている製造業者等については、新たな費用負担は限定的である。	
(行政費用)	製造業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用、及び消防長又は消防署長が、製造業者等に対し、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求める際の事務費等が発生するが、現行制度においても設計図等の必要な資料の提出を任意で行っているところであることから、増加する行政費用は僅少である。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対する火災調査権の整備を行うことで、火災原因調査が円滑に進み、製品に起因する火災発生件数の抑制が期待されるなど、火災予防の実効性の向上に寄与するものである。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対する火災調査権の整備を行うことによって、火災予防の実効性の向上を図ることできる一方、製造業者等に対する負担は必要な資料の提出又は報告を行うための費用に限定されていることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について(報告)」(予防行政のあり方に関する検討会、委員長：平野敏右 東京大学名誉教授)	
レビューを行う時期又は条件	政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		